

国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎使用細則

制 定 平成31年 3月 6日  
法人和歌山大学規程 第2114号  
最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎規程（以下「規程」という。）第14条の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入居の申請)

第2条 規程第6条第1項の規定により入居を申請するときは、原則として入居希望日の1月前までに次の書類を提出しなければならない。

(1) 入居許可申請書（様式第1号）

(2) 健康診断書

(入居の許可)

第3条 学長は、入居を許可したときは、入居許可書（様式第2号）を交付する。

2 入居日は、原則として学期の始めとする。ただし、学期の中途において居室が明け渡され、かつ、特別に入居させる理由があると認められる場合は、この限りでない。

(入居及び入居の手続)

第4条 入居を許可された者（以下「入居者」という。）は、入居許可期間の初日から10日以内に入居しなければならない。

2 入居に際しては、入居許可期間の初日の前日までに誓約書（様式第3号）を、入居後3日以内に入居届（様式第4号）を提出しなければならない。

(入居期間の延長)

第5条 規程第5条第2項の規定により入居期間の延長を申請するときは、入居期間延長願（様式第5号）を入居許可期間最終日の1月前までに提出し、許可を受けなければならない。

2 学長は、入居期間延長を許可したときは、入居期間延長許可書（様式第6号）を交付する。

(退去の手続)

第6条 規程第11条第1項第1号及び第2号により退去する者は、原則としてその1月前までに退去届（様式第7号）を、また、入居期間満了前等に退去する者は、その日の10日前までに退去願（様式第7号）を提出するものとする。

第7条 規程第11条第1項第3号による退去は、学長が交付する入居許可取消通知書（様式第8号）をもつて行う。

2 退去の命令を受けた者は、その日から7日以内に退去しなければならない。

第8条 入居者は、退去するときは居室並びに居室に附属する設備及び備品について、学長が指定する者の点検を受け、それに立ち会わなければならない。

(寄宿料等)

第9条 規程第7条の寄宿料等の額は、別に定めるところによる。

2 前項に定める寄宿料等の納付方法は、別に定める。

## 留学生宿舎使用細則

### 附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行により、和歌山大学国際交流会館使用細則（平成6年11月4日制定）は、廃止する。

附 則（令和2年3月10日一部改正：法人和歌山大学規程第2222号）

この改正細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2323号）

この改正細則は、令和3年2月22日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2644号）

この改正細則は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から施行する。



許可番号第 \_\_\_\_\_ 号  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 入居許可書

殿

国立大学法人和歌山大学長

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付けで申請のあつた国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎への入居については、下記のとおり許可する。

### 記

- 1 入居許可期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 2 宿舎名称・居室番号 \_\_\_\_\_ 棟 \_\_\_\_\_ 階 \_\_\_\_\_ 号室
- 3 寄宿料等 \_\_\_\_\_ 月額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 光熱料等 \_\_\_\_\_ 別に定める実費を負担のこと。
- 5 貸与物品 \_\_\_\_\_ 別表のとおり
- 6 注意事項

- (1) 入居許可期間の初日から 10 日以内に指定された居室に入居すること。
- (2) 入居許可期間の初日の前日までに誓約書を、入居後 3 日以内に入居届を提出すること。
- (3) 貸与物品は、職員の立会いのもとに確認すること。
- (4) 規程及び細則等を遵守すること。これらに違反した場合は、退去しなければならない。



年 月 日

## 誓 約 書

国立大学法人和歌山大学長 殿

私は、国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎に入居のうえは、国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎に関する諸規程等を遵守することを誓います。

なお、万一誓約したことについて履行しない場合は、入居期間中に退去処分を受けても不服を申立てません。

(本人)

氏名

署名

私は、上記の者に国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎に関する諸規程等を遵守させることを保証します。

(保証人)

氏名

住所 〒

TEL

続柄

※ 交流協定留学生、国費留学生及び政府派遣留学生については、保証人は不要です。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

## 入 居 届

国立大学法人和歌山大学長 殿

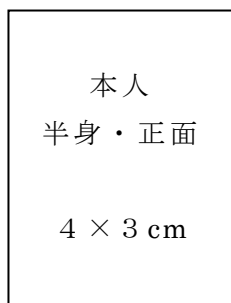
氏名

署名

私は、下記のとおり国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎へ入居しましたのでお届けします。

### 記

- 1 入居日 年 月 日
- 2 宿舎名称・居室番号 棟 階 号室
- 3 写真貼付



年 月 日

## 入居期間延長願

国立大学法人和歌山大学長 殿

所属

氏名

署名

下記のとおり国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎の入居期間の延長を許可くださるようお願いいたします。

### 記

- |   |                       |   |   |    |   |     |
|---|-----------------------|---|---|----|---|-----|
| 1 | 宿舎名称・居室番号             |   |   | 棟  | 階 | 号室  |
| 2 | 入居許可期間の最終日            | 年 | 月 | 日  |   |     |
| 3 | 延長希望期間                | 年 | 月 | 日～ | 年 | 月 日 |
| 4 | 延長理由（できるだけ詳細に記入すること。） |   |   |    |   |     |



様式第6号（第5条関係）

許可番号第 \_\_\_\_\_ 号  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 入居期間延長許可書

殿

国立大学法人和歌山大学長

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付けで願い出のあつた国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎への入居期間延長については、下記のとおり許可する。

### 記

- 1 入居延長許可期間                      年        月        日    ～                      年        月        日
- 2 宿舎名称・居室番号                      棟            階                      号室

年 月 日

## 退 去 届 （ 願 ）

国立大学法人和歌山大学長 殿

所属

氏名

署名

下記のとおり国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎を退去（します・したい）ので、お届けします。

### 記

- |   |             |   |   |   |   |    |
|---|-------------|---|---|---|---|----|
| 1 | 宿舎名称・居室番号   |   |   | 棟 | 階 | 号室 |
| 2 | 入居許可期間の最終日  | 年 | 月 | 日 |   |    |
| 3 | 退去予定年月日     | 年 | 月 | 日 |   |    |
| 4 | 退去後の住所又は連絡先 |   |   |   |   |    |

TEL

- 5 退去理由（入居許可期間満了前に退去する場合のみ記入すること）

### 6. 注意事項

- (1) 退去日までにその月の寄宿料等を納付すること。
- (2) 退去の際、光熱料等を支払い、居室の清掃をすること。
- (3) 職員から居室の点検を受け、居室を入居時の現状に回復すること。

様式第 8 号（第 7 条関係）

許可番号第 \_\_\_\_\_ 号  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 入居許可取消通知書

殿

国立大学法人和歌山大学長

国立大学法人和歌山大学留学生用借上宿舎規程第 11 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、入居の許可を取り消したので、通知する。

### 記

- 1 宿舎名称・居室番号 \_\_\_\_\_ 棟 \_\_\_\_\_ 階 \_\_\_\_\_ 号室
- 2 退去期限年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 3 取消理由 \_\_\_\_\_

#### 4 注意事項

- (1) 退去日までにその月の寄宿料等を納付すること。
- (2) 退去の際、光熱料等を支払い、居室の清掃をすること。
- (3) 職員から居室の点検を受け、居室を入居時の現状に回復すること。